

[事案 28-330] 転換契約無効請求

・平成 29 年 11 月 28 日 裁定不調

<事案の概要>

意向に沿わない保険に無断で転換させられたことを理由に、転換契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和 52 年 4 月に親が契約した養老保険（以下、契約 1）について、昭和 63 年 12 月に終身保険（以下、契約 2）に転換（以下、契約転換 1）し、さらに、その後自分を契約者とする名義変更を行った。そして、平成 18 年 9 月に利率変動型積立終身保険（以下、契約 3）に転換（以下、契約転換 2）したが、以下の理由により、2 回の契約転換を無効とし、契約 1 に戻してほしい。

- (1) 契約 2 の申込書の署名は親の筆跡でなく、また、親から聞かされていた契約 1 の内容、加入目的（貯蓄型の保険で、自分の将来のために加入）からすると契約 2 は親の意向に沿っていないことから、契約転換 1 は親の意思にもとづいていない。
- (2) 契約転換 2 について、保険金受取人を配偶者に変更するための手続きと誤解して契約 3 の申込書に署名し、押印は第三者が無断で行っていることから、自分の意思にもとづいていない。

<保険会社の主張>

契約転換 2 に際し、募集人は、設計書を用いた説明を行っており、申立人は、加入意思をもって契約 3 の申込手続を行ったことから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、各転換時の説明状況等を把握するため、申立人と契約転換 2 の手続きに同席したとする申立人の配偶者および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、各契約転換が申立人の親または申立人の意思にもとづかないとは認められないため、各契約転換の無効は認められない。しかし、申立人が貯蓄型の保険を希望していたことからすると、契約 3 が申立人の意向に沿った内容かどうかは疑問が残るところ、契約転換 2 の際、募集人は、事前に申立人父を通じて要望を受けていたが、申立人父や申立人に具体的な内容を確認することなく、勧誘を行った。募集人が要望の具体的な内容を確認していれば、今般の紛争は回避された可能性があったことから、紛争の早期解決の観点も踏まえ、本件は和解により解決を図ることが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾しないとの回答があったため、手続を終了した。